

一般社団法人ソレデイイノダ 会員規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人ソレデイイノダ（以下「当法人」という。）定款に基づき、会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の種別）

当法人の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員

当法人の目的に賛同し、その活動を推進する個人又は団体。総会等での議決権を有する。

2. 賛助会員

当法人の事業を賛助する目的で入会した個人又は団体。総会等での議決権をもたない。

第3条（入会）

入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けるものとする。

第4条（会費）

1. 会員は、別に定める会費を納入するものとする。
2. 納入済みの会費は、原則として返還しない。

第5条（会員の義務）

会員は、次の事項を遵守するものとする。

1. 定款及び諸規程を遵守すること
2. 当法人の目的達成に協力すること
3. 会費を期限までに納入すること

第6条（退会）

会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第7条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、定款に定める手続により除名することができる。

1. 当法人の名誉を著しく傷つけたとき
2. 定款又は本規程に違反したとき
3. その他、会員として不適当と認められるとき

第8条（会員情報の管理）

当法人は、会員から取得した個人情報を法令及び当法人の個人情報保護方針に基づき適切に管理する。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和8年6月11日から施行する。

一般社団法人ソレデイイノダ 会費規程

第 1 条（目的）

この規程は、一般社団法人ソレデイイノダの会費に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（会費）

会員の会費は次のとおりとする。

会員区分	年会費
正会員	5,000 円
賛助会員（個人）	3,000 円
賛助会員（団体・法人）	10,000 円（1 口）

※賛助会員は複数口の申し込みができる。

第 3 条（納入）

会費は毎年度 1 回納入するものとする。

第 4 条（返還）

納入済みの会費は返還しない。

第 5 条（改廃）

この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は令和 8 年 6 月 1 1 日から施行する。